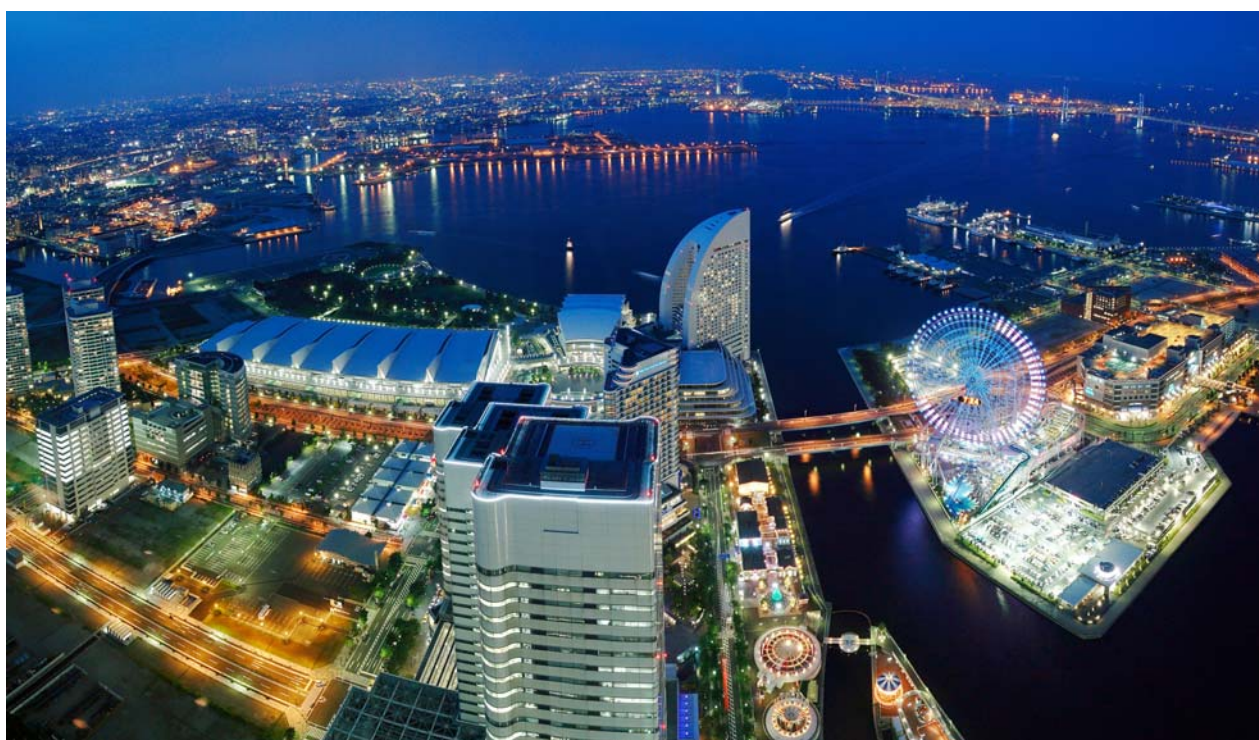


国の制度及び予算に関する 提案・要望書



平成20年6月
横 浜 市

横浜市政の推進につきまして、平素から格別の御高配・御協力をいただき、深く感謝しております。

いよいよ来年、2009年に横浜は開港150周年という大きな節目を迎えます。1859年の開港当時、100戸ほどの寒村であった横浜は、開港により海外から新しい技術や文化を柔軟に受け入れて全国に発信するという、海外との交流窓口として発展しました。関東大震災、戦時中の大空襲、戦後の接収など多くの困難を経験しましたが、先人たちの努力により復興を遂げてきました。開港150周年は、先人たちの業績に感謝するとともに、未来に向けて横浜再発展の契機としたいと考えています。

さて、横浜市では、地方分権における現状と課題を踏まえ、大都市の力を存分に発揮できる仕組みの構築に向けて動き出しています。新しい時代にふさわしい新たな自治制度の創設や持続可能な大都市経営のための新たな分権の仕組みづくりなど、自立性の高い大都市制度について、昨年度から、外部有識者と共にさまざまな検討を進めているところです。

本提案・要望書は、このような本市の取組や先ごろ公表された地方分権改革推進委員会の第1次勧告などを踏まえ、人口364万人の日本最大の市としての責任を十分に認識しながら、特に国及び関係諸機関に御協力・御改善いただきたい事項について取りまとめたものです。

平成21年度の国家予算編成においては、厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、この趣旨を御理解のうえ、本市の提案・要望につきまして特段の御配慮をお願いします。

平成20年6月

横浜市長 中田 宏



提 案 ・ 要 望 事 項

地方行財政制度の改善 -----	1
地方分権改革の確実な実現と指定都市への分権の推進（内閣府・総務省）	3
大都市の役割に相応しい新たな大都市制度の創設（内閣府・総務省）	4
道路特定財源改革にあたっての地方財源の確保（総務省・財務省）	5
国と地方の税源配分の改善（総務省・財務省）	6
臨時財政対策債制度の抜本的な改革（総務省・財務省）	8
地方議員の補欠選挙に係る同時選挙の要件の緩和（総務省）	9
羽田空港の戦略的な活用 -----	11
羽田空港の真の国際化の推進（国土交通省）	12
羽田空港再拡張事業に関連する施策の推進（総務省・財務省・国土交通省）	14
環境問題への対応 -----	15
地球温暖化対策の推進	
（総務省・財務省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）	16
商業系用途地域における緑化の推進（国土交通省）	20
環境影響評価制度における意見提出権限の付与（環境省）	21
「ヨコハマはG30」の推進（総務省・財務省・経済産業省・環境省）	22
石綿（アスベスト）に係る健康被害対策の推進（厚生労働省・環境省）	26
石綿（アスベスト）解体・改修に係る基準等の設定（国土交通省・環境省）	28

高齢化社会・少子化対策-----31

後期高齢者医療制度に係る改善（総務省・財務省・厚生労働省）	33
国民健康保険に対する財政措置の見直し（総務省・財務省・厚生労働省）	35
介護保険制度に係る改善（総務省・財務省・厚生労働省）	36
大都市の特性に柔軟に対応する医療施策の確立（総務省・財務省・厚生労働省）	38
乳幼児に対する自己負担割合のさらなる軽減（総務省・財務省・厚生労働省）	41
青少年を取り巻く社会環境の健全化（内閣府）	42
生活保護制度に係る抜本的な見直しの実施（総務省・財務省・厚生労働省）	43
障害児施設の契約制度及び利用者負担の見直し（総務省・財務省・厚生労働省）	44
学齢障害児への放課後等支援制度の充実（総務省・財務省・厚生労働省）	46

魅力ある都市づくりの推進-----47

横浜駅周辺大改造に向けたプロジェクトの創設（総務省・財務省・国土交通省）	48
市内米軍施設の返還と跡地利用の推進等（外務省・財務省・国土交通省・防衛省）	50
農地の相続に関する制度拡充（財務省・農林水産省）	53
緑地保全及び公園の確保に向けた制度の拡充（総務省・財務省・国土交通省）	54
下水道による浸水対策の推進（総務省・財務省・国土交通省）	56
鉄道整備事業の促進（総務省・財務省・国土交通省）	57
事業費確保要望（総務省・財務省・国土交通省）	58

横浜開港150周年

地方行財政制度の改善

地方分権改革の確実な実現と指定都市への分権の推進 P 3

大都市の役割に相応しい新たな大都市制度の創設 P 4

道路特定財源改革にあたっての地方財源の確保 P 5

国と地方の税源配分の改善 P 6

臨時財政対策債制度の抜本的な改革 P 8

地方議員の補欠選挙に係る同時選挙の要件の緩和 P 9

地方分権改革の確実な実現と指定都市への分権の推進

(内閣府・総務省)

(提案・要望項目)

- 1 地方政府の確立を目指す地方分権改革の確実な実現
- 2 国・道府県から指定都市への分権の推進

(理由・考え方)

- ・重複行政など国・地方を通じた行政運営の非効率や画一的な中央集権の仕組みが、国民に不要な負担を強いるとともに、複雑・高度化する行政課題への対応の妨げとなっている。
 - ・今次の改革においては、条例制定権の拡大や、地方の自由度を拡大する地方税財政改革、大都市制度のあり方を含む行政体制の見直し等に、国、地方双方とも断固たる決意をもって取り組まなければならない。
 - ・現在、指定都市は、その果たしている役割に見合った権限及び税財源を与えられておらず、大都市経営の推進に重大な課題が生じている。
 - ・都道府県への分権にとどまらず、都道府県と同等あるいはそれらを凌ぐ規模・能力を有する指定都市への分権が検討されるべきである。
- 1 ◆政府においては、国と地方が真の意味での「対等・協力の関係」となるよう、自治行政権、自治立法権、自治財政権を備えた地方政府の確立を目指し、地方分権改革推進委員会の勧告や地方の声を真摯に受け止め、地方分権改革を確実に実現すること。
- 2 ◆指定都市の規模・能力と果たしている役割の重要性に鑑み、今次の地方分権改革において、国・道府県から指定都市への分権を一層推進すること。特に、今後、国から都道府県へ移譲する権限は、原則として指定都市へ分権すること。

<国又は道府県から指定都市へ移譲すべき権限の例>

- ・学級編制、教職員定数、教職員配置等の決定権限 ・都市計画決定権限
- ・市街地再開発事業の認可権限 ・全ての農地転用の許可権限
- ・国道及び一・二級河川の管理権限 など

大都市の役割に相応しい新たな大都市制度の創設

(内閣府・総務省)

(提案・要望項目)

広域自治体から独立した新たな大都市制度の創設

(理由・考え方)

- ・ 横浜市をはじめとする大都市は、人口や経済・産業活動、多様な機能が著しく集積し、国土全体の重要な結節点として国の骨格を形成しているとともに、経済的な活力や新しい価値の創造の源として国全体を牽引し、わが国の国際競争力を支えている。
- ・ 大都市がその能力を存分に発揮し、さらに質の高い都市経営を推進することは、大都市市民の満足度の向上だけでなく、国全体の発展にとっても多大な貢献をもたらすと言える。
- ・ そのような大都市であっても、現行の地方自治制度においては、基本的に一般市と同じ枠組みの中で、一部特例的な扱いがされているに過ぎない。
- ・ 大都市の役割に比べ不十分な税財源措置、依然として多く残る国や道府県の関与など制度的な限界のために、大都市が有する高い行財政能力が存分に発揮できていない。
- ・ 国においても、現在、地方分権改革推進委員会や第29次地方制度調査会において、大都市制度のあり方が検討項目の一つに挙げられているが、現在までのところ、実質的な審議はなされていない。

◆大都市が果たしている役割の重要性に鑑み、大都市がさらにその能力を存分に発揮できるよう、広域自治体から独立した新たな大都市制度を創設すること。

道路特定財源改革にあたっての地方財源の確保

(総務省・財務省)

(提案・要望項目)

道路特定財源の一般財源化にあたっての地方財源の確保

(理由・考え方)

- ・ 道路特定財源の一般財源化については、道路整備を含む様々な施策に活用していくという観点から、重大な決断がなされたと考えている。
- ・ 閣議決定において、「地方財政に影響を及ぼさないように措置する」「必要と判断される道路は着実に整備する」とされているが、今後の制度構築にあたっては、それが実現されるべく、地方自治体としても国における議論を注視し、提案していきたいと考えている。
- ・ 地方分権の趣旨を踏まえ、必要な道路の整備も含めて財源をどのような施策に活用していくかは、地方自治体の判断に委ねられるべきであり、**地方税財源の充実強化及び裁量の拡大に資する改革が行われるべきである。**

- ◆ 道路特定財源の一般財源化にあたっては、必要な道路を地方自治体の判断で着実に整備するためにも、**地方にとって自由度の高い財源となることを最優先事項**とし、**地方税財源の充実強化を実現すること**。

国と地方の税源配分の改善

(総務省・財務省)

(提案・要望項目)

税源移譲による国と地方の税源配分の改善と財政力格差の是正

(理由・考え方)

- ・平成20年度の地方財政対策では、地域間の財政力格差の是正が課題となったが、法人事業税の一部国税化によって、地方税収間の水平調整による格差是正が行われ、国と地方の税源配分のあり方については、議論がなされなかった。
- ・しかし、20年5月に取りまとめられた地方分権改革推進委員会「第1次勧告」においても、「地方税財源に占める地方税の割合を引き上げることが不可欠」と明記されているように、役割分担に見合った地方税財源の拡充を図ることが最も重要な課題である。
- ・そのためにも、まずは国と地方の税収比を当面5：5とすることを目指して、速やかに税源移譲等の改革を進めるべきである。

◆ 地域間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源の拡充の中で行うこと。

◆ 国と地方の税源配分の改善を実現し、さらに地域間の財政力格差の是正を図るため、次のように税源移譲・国庫補助負担金改革・地方交付税改革を一体的に実施すること。

【一体的な改革の具体的な実施手法】

- ① できるだけ多くの自治体に幅広く税収増のメリットが行き渡るよう、偏在性の低い消費税から税源移譲を実現すること。
- ② そして、税源移譲額に見合った国庫補助負担金の廃止を実施すること。
その際には単なる国庫負担率の引下げではなく、公共事業関係補助金の廃止など、地方の自由度拡大につながる改革を実施すること。
- ③ 以上のような税源移譲により不交付団体を一定程度増加させるとともに、地方交付税の総額を確保し、財政力の弱い自治体に対してより多くの交付税を配分するなど、交付税本来の財源調整機能を発揮させ、財政力格差の是正を図ること。
- ④ また、地方交付税原資については、国税の中でも偏在性が高い法人税を中核に据えること。
このように、交付税原資において消費税と法人税の入替を行うことにより、安定的な財源としての地方消費税収入を拡充するとともに、消費税の国税収入を維持することも可能となる。

■ 国の税財源見直しと本市提案の比較

	国税分	地方税分	税源配分改善	財政力格差是正
三位一体の改革 (H18まで)	所得税(-) → 国税移転の減(+) 原資減少(+) 総額削減(+)	個人住民税(+) 国庫補助金(-) 交付額の減(-)	地方税収は増加 (3兆円の税源移譲)	交付税の大幅削減、税源移譲額を上回る国庫補助負担金減で、財政力の弱い自治体に痛手
H20税制改正地方財政計画	地方法人特別税(±0) 再配分	都道府県税である 法人事業税(-) 地方法人特別譲与税(+)	地方税収は増えない	地域間の税収偏在はやや縮小される (但し、地方分権の趣旨に逆行する。現行の地方税収の枠内での水平調整にすぎない。額も少ない。)
本市提案	消費税(-) → 国税移転の減(+) 交付税総額維持(±0) 〔現実的には、原資の消費税↔法人税(国税)〕 (総額±0)	地方消費税(+) 国庫補助金(-) 配分額の確保(±0) ⇒財源調整を強化 (総額±0)	地方税収は増加	偏在性の低い消費税の移譲と交付税の財源調整機能強化により、是正できる。

臨時財政対策債制度の抜本的な改革

(総務省・財務省)

(提案・要望項目)

臨時財政対策債制度の抜本的な見直しによる必要な措置

(理由・考え方)

- ・ 臨時財政対策債は、本来交付税で措置すべき地方の財源不足について、後年度の国による交付税措置を実質的に約束した上で、国と地方が折半で臨時的に補てんする趣旨で導入された制度である。
- ・ 当初は3年間の臨時的な措置であったが、2度に渡る延長により長期化し、その間多額に発行された臨時財政対策債の元利償還金は折半されず、全額地方負担分として臨時財政対策債での対応とされている。
- ・ このように、多額の借入金返済を借入金で賄う不健全な状況は、導入当初では想定できないものである。

- ◆ 現行の臨時財政対策債制度を抜本的に見直し、地方の財源不足については、交付税法の趣旨に立ち返り、法定率引上げ等の必要な措置で対応すること。
- ◆ 元利償還金分については、地方の健全な財政運営に資するよう、交付税原資の中から、臨時財政対策債の元利償還金に相当する額を優先的に確保し、交付すること。

地方議員の補欠選挙に係る同時選挙の要件の緩和

(総務省)

(提案・要望項目)

地方議員の補欠選挙に係る同時選挙の要件緩和に向けた
公職選挙法の改正

(理由・考え方)

- ・ 指定都市では、市議員と県議会議員の選挙区は、ともに行政区の区域と定められている。
- ・ 補欠選挙を行わなければならない事由は、市議員と県議会議員のそれぞれについて、下表のとおり定められている。

	補 欠 選 挙 事 由
市議員	欠員が議員定数の1/6を超えるに至ったとき
県議会議員	欠員が2人以上(定数が1人の場合は1人)

- ・ この事由を満たさなくても、同一の地方自治体の他の選挙がある場合に限り、当該選挙と併せて補欠選挙を実施することとされている。
 - ・ 現行制度では、県議会議員の補欠選挙の事由が発生し、当該選挙が実施される場合、同一選挙区の市議員において、既に補欠選挙事由に至らない数の欠員が生じていたとしても、同一の地方自治体の他の選挙とはならないため、同時選挙を実施できない。
 - ・ 欠員が生じている状況は同じであるにもかかわらず、一方の選挙しか実施されないのは、欠員が生じれば、すぐに補欠選挙をすべきであるという住民感覚に立てば理解が得られにくい。
- ◆ 地方議員に補欠選挙に至らない数の欠員がある場合、同一選挙区で他の地方自治体の選挙が実施される場合にも、同時選挙を実施できるよう、法改正をすること。

羽田空港の戦略的な活用

羽田空港の真の国際化の推進 P 1 2

羽田空港再拡張事業に関連する施策の推進 P 1 4

羽田空港の真の国際化の推進

(国土交通省)

(提案・要望項目)

東アジア主要都市をカバーする国際定期便就航の実現

(理由・考え方)

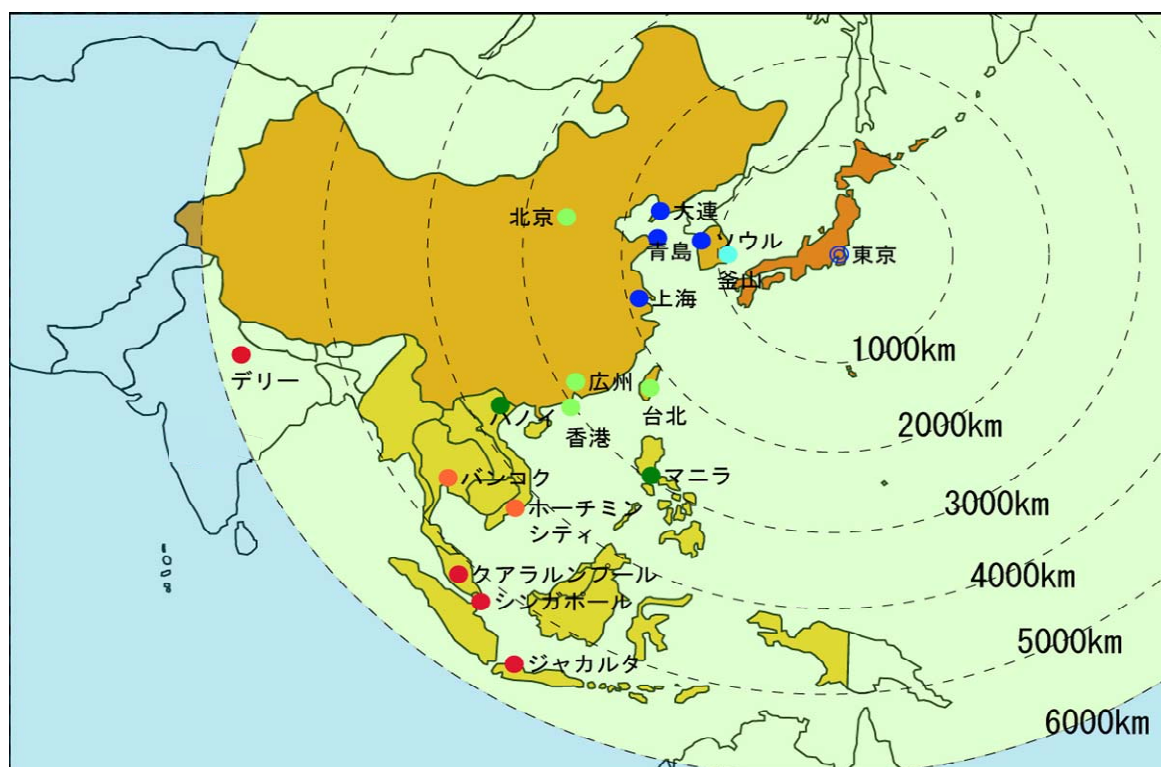
- ・ 近年、中国やASEAN諸国はめざましい経済成長を遂げているとともに、海外とのアクセス性を高めるために、空港の拡張整備を積極的に進めている。
- ・ 我が国が、成長著しいアジア諸国から取り残されないためには、日本経済を支える首都圏とアジア諸国との相互アクセス強化が必要であり、具体的には、首都圏からの交通利便性が高い羽田空港を国際空港として積極的に活用する必要がある。
- ・ 羽田空港の国際化については、横浜市のみならず、経済界や政府部内の規制改革会議などにおいて、その必要性が強調されているところである。また、ソウル・上海・香港など、チャーター便の就航がみられているところであり、まさに羽田空港の国際化に対する需要の大きさを示しているものである。
- ・ しかし、国にあっては、平成20年5月に示された考え方においても、一定の前進はあったものの、昼間時間帯の国際定期旅客便の就航回数は3万回、就航範囲は2,000キロ圏に北京、台北、香港を加えた程度にとどまっており、十分な進展が見られない状況である。
- ・ 本市は、「国際線機能の充実」「再拡張事業の着実な推進」「神奈川口構想の推進」を大前提として、再拡張事業への資金協力を行ってきた。真の国益にかなう羽田空港の実現のためには、羽田空港の就航範囲としては、真の国際化（少なくともASEAN諸国を含む東アジアの主要都市をカバーすべき）が必要であると主張してきたところである。

- ・ 今後、国においては、真の国益にかなう羽田空港の実現のため、羽田空港の真の国際化に向けた取組を強力に進めるべきである。

◆ 国際旅客定期便の就航路線は、少なくともASEAN諸国を含む東アジアの主要都市をカバーすることとし、羽田空港・成田空港それぞれに国際線・国内線を適切に配置すること。

◆ 路線を決定する際には、資金協力の経緯を踏まえ、空港利用者や羽田空港再拡張事業への資金協力を行う関係自治体の意見を十分に反映すること。

<東アジア地域の主な就航都市>



羽田空港再拡張事業に関連する施策の推進

(総務省・財務省・国土交通省)

(提案・要望項目)

「神奈川口構想に関する協議会」において検討されている
首都高速湾岸線（横浜市内～羽田空港）の通行料金割引に
ついて、距離別料金制への移行後も利用しやすい料金の実現
に向けた措置を講じること

(理由・考え方)

- ・羽田空港の再拡張・国際化は、市民にとっての利便性が向上するとともに、観光の振興や物流の活性化など、横浜の再発展に大きく寄与することが期待されている。
- ・羽田空港の再拡張・国際化の横浜への効果を最大限発揮させるためには、横浜から羽田空港へのアクセスを一層改善する必要がある、「神奈川口構想に関する協議会」の中でも検討しているところである。
- ・平成16年12月から「首都高速湾岸線（横浜市内～羽田空港）料金割引社会実験」を実施しており、首都高速道路の横浜から羽田空港への通行料金（900円）と東京都内からの通行料金（700円）の格差が是正され、利用者は時間短縮などの恩恵を享受しているところである。
- ・しかしながら、首都高速道路株式会社が公表している案では、距離別料金制への移行後においても、料金格差が残るものと考えられる。

◆ 距離別料金制へ移行後も、同じ距離の場合、横浜からでも東京からでも同じ料金となるよう、格差の生じない通行料金を実現するための措置を講じること。

提案・要望の担当／都市経営局政策部政策課担当課長
道路局横浜環状道路調整部事業調整課長

加藤 隆佳 TEL 045-671-4327
市菌 政幸 TEL 045-671-3985

環境問題への対応

地球温暖化対策の推進 P 1 6

商業系用途地域における緑化の推進 P 2 0

環境影響評価制度における意見提出権限の付与 P 2 1

「ヨコハマはG 3 0」の推進 P 2 2

石綿（アスベスト）に係る健康被害対策の推進 P 2 6

石綿（アスベスト）解体・改修に係る基準等の設定 P 2 8

地球温暖化対策の推進

(総務省・財務省・経済産業省・

資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)

(提案・要望項目)

- 1 規制的手法や環境税導入等、**実効性ある温室効果ガス削減対策の早期推進**
- 2 **新エネルギーの普及拡大に対する支援**
 - (1) **新エネルギー導入目標の設定**
 - (2) **新エネルギーの導入促進への支援措置の拡充**
 - (3) **電気事業者へのさらなる新エネルギー等利用の推進**
 - (4) **低公害車・低燃費車両の導入促進**
- 3 **グリーン購入法における規制強化**

(理由・考え方)

- ・ 地球温暖化に対する危機感が世界的な高まりを見せる中、横浜市は、364万人市民を擁する大都市として、脱温暖化を加速化するため、平成20年1月に「横浜市脱温暖化行動方針(CO-DO30)」を策定し、「62年度までに一人当たりの温室効果ガス排出量を対16年度比で60%以上削減すること」を目標としている。
- ・ 国においては、改定京都議定書目標達成計画を閣議決定し、温室効果ガスの削減に向けた吸収源対策、京都メカニズムを含め、京都議定書の6%削減約束の着実な達成を目指しているが、22年度を目標とした従来の取組を進めるだけでは、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次報告などで予測されている今後の深刻な影響を回避することは極めて困難である。より中長期を見据え、政策目標量・義務量を明示するとともに、その目標達成に向けて施策を抜本的に再構築し、着実な推進を担保することが必要である。

1 実効性ある温室効果ガス削減対策の早期推進

- ・本市における温室効果ガスの排出状況は依然として高水準にあり、横浜市地球温暖化対策地域推進計画に掲げる「市民一人当たり平成2年度比で6%削減」との目標達成は非常に厳しい状況にある。
- ◆本市においては、家庭、商業・業務、運輸の各部門の増加が著しく、抜本的な対策が望まれるところであり、特に多量に排出する事業者に対しては規制的手法を導入する必要があることから、**事業者等の実質削減につながる削減義務・排出権取引(キャップ&トレード)等の規制的手法を含め、確実な排出削減に向けた実効性のある対策を実施すること。**
- ◆わが国におけるカーボンオフセットのあり方については、20年2月に国において指針がまとめられたところであるが、今後の普及拡大に際しては、信頼性の高い制度規範・基盤を確立し、ビジネス・民間ベースの活力を活かした市場を醸成することが必要である。**カーボンオフセットについて、事業者や市民など幅広い主体が参画でき、広く普及が見込まれる仕組みを早期に構築・導入すること。**
- ◆また、本市においては、緑の保全・創造や地球温暖化対策推進のため、税制も含めた検討を行っているが、特に地球温暖化においては広域的かつ抜本的な対策に向けた国による政策誘導が必要である。エネルギー節約等の効果が見込まれる**環境税について導入に向けた検討を積極的に進めるとともに、地方自治体の温暖化対策についても必要な財源を確保すること。**

2 新エネルギーの普及拡大に対する支援

(1) 新エネルギー導入目標の設定

- ・ 現在、国としての新エネルギー導入目標は、総合支援エネルギー調査会需給部会において示された「一次エネルギー総供給に占める割合3%（22年度における供給サイドの導入見込み）」しかなく、より長期的な目標及び施策は示されていない。
- ◆ 国として、中長期を見据えた新エネルギー導入目標を明確に設定し、その目標達成に向けた施策を着実に実施すること。

(2) 新エネルギーの導入促進への支援措置の拡充

- ・ 京都議定書目標達成計画においては、新エネルギーの普及拡大を温暖化対策の重要な柱として掲げている。
- ◆ 新エネルギーの一層の普及を図るため、太陽光発電施設の普及に先導的な役割を果たしている住宅用太陽光発電システムにおける環境価値のグリーン証書化の推進などにより、導入者の費用負担を軽減すること。
- ◆ また、新エネルギーの環境価値を証券化した「グリーン電力証書」の普及のために、その購入費について法人税上の損金計上を認めること。

(3) さらなる新エネルギー等利用の推進

- ・ エネルギー資源のうち約4割は電力供給に使われており、太陽光エネルギーや風力などの新エネルギーの普及拡大に当たって、電気事業者は重要な位置を占めている。
- ・ 国においては「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）」を策定し、電気事業者に対して一定量以上の新エネルギーにより得られる電気の利用を義務付けており、現在のところ26年までの目標量が示されている。
- ・ しかしながら、その目標は26年時点で総電力量の1.5%程度を占めるに過ぎず、また、長期の導入目標は定められていない。
- ◆ RPS法については、長期導入目標を設定するとともに、現行の目標値についても大幅に引き上げること。

(4) 低公害車・低燃費車両の導入促進

- ・ 17年度時点での本市における温室効果ガス排出量のうち約22%が運輸部門によるものであり、かつ、このうち約50%を自家用車からの排出量が占めるなどにより、車両単体に対する対策が急務となっている。
- ・ 特に低公害かつ低燃費な車両について、開発・実用化に向けた動きを加速するにあたっては、導入インセンティブを強化することを通じて、需要プル効果を創出することが有効である。
- ◆ 電気自動車をはじめとする低公害かつ低燃費な車への代替促進及び燃料・電源供給施設整備のために、補助制度の拡充を図り、また、税制上の優遇措置を後退させることなく継続するとともに、道路利用料金の減免など優遇措置を強化すること。
- ◆ 高速道路のサービスエリア及び主要幹線道路沿いに燃料供給施設を設置するなどの基盤整備を図ること。

3 グリーン購入法における規制強化

- ・ 紙製品の古紙パルプ配合率の偽装問題は、製紙業界のモラルハザードにとどまらず、再生紙を積極的に購入している公共機関や事業者等の信頼を裏切る重大な背信行為である。それだけではなく、広く国民にグリーン購入製品全体への不信感を引き起こし、グリーン購入法の根幹を揺るがす重大な問題であり、再発防止の徹底と信頼回復が急務となっている。
- ・ 本市では、率先対応としてグリーン購入特定調達物品である文具メーカーに対する実態調査を実施し、無回答のメーカーに対しては、製品の購入を当面の間停止するなどの対応を予定している。
- ◆ 国においても、グリーン購入法特定調達品目の「判断の基準」に適合しているとされる製品について、製造メーカー等に対する適合状況調査を実施し及び公表するとともに、また、これらの調査結果等を踏まえて、グリーン購入法特定調達品目の「判断の基準」の順守について業界への指導を強化すること。
- ◆ 虚偽が明らかになった場合の罰則規定等を導入すること。

商業系用途地域における緑化の推進

(国土交通省)

(提案・要望項目)

商業系用途地域において緑化を推進するための、都市緑地法の改正

(理由・考え方)

- ・ 良好な都市環境の形成を図るために緑化を推進することが必要な市街地などにおいて、緑化地域を定めることにより、一定敷地規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける緑化地域制度が、平成16年の改正都市緑地法により制定された。
 - ・ 「社会資本整備重点計画」では重点目標に「水・緑豊かで美しい生活空間等の形成等」「良好な自然環境の保全・再生・創出」等を掲げており、ヒートアイランド現象緩和のみならず、生物とのふれあいの確保や都市のうるおいの向上の面からも都市緑化の効果が期待されている。
 - ・ 横浜市においても、「横浜市水と緑の基本計画」、「横浜市脱温暖化行動方針(CO-DO30)」を策定し、「みどりあふれるまちづくり」を目指しており、緑化地域の指定についても現在、取組を進めている。
 - ・ しかし、都市緑地法では、「建ぺい率の限度が8/10とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物については、緑化地域制度における緑化率の規制は適用しない」と規定されているため、現況において特に緑が不足し、ヒートアイランド現象が顕著な商業系用途地域において、緑化地域制度を効果的に活用することができない。
- ◆ 商業系用途地域内の建築物の大半を占める、建ぺい率の限度が8/10とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物についても緑化地域制度における緑化率の規定を適用できるよう、都市緑地法を改正すること。

環境影響評価制度における意見提出権限の付与

(環境省)

(提案・要望項目)

環境影響評価法に基づく事業者等及び主務大臣への意見提出権限の付与

(理由・考え方)

- ・ 国が実施又は許認可を行う大規模事業においては、環境影響評価法に基づいて環境影響評価の手続が実施され、方法書と準備書に関して、関係する地方自治体の意見は、都道府県知事が関係市長等の意見を勘案して事業者に提出することとされている。
- ・ 環境影響評価に関する独自の条例を持ち、市民や専門家の意見を反映して市長意見を形成するための制度が整備されている地方自治体にとっては、知事が事業者に提出する意見の中に市長の意見が十分に反映されない、法の手続期限のため審議時間が制約される、などの課題がある。
- ・ 知事意見は広域的見地からの必要性はあるものの、特に、環境影響の及ぶ地域が市域内にとどまる等の事業については、市長意見を基本とすべきである。
- ・ また、第二種事業の判定に係る主務大臣への意見提出権限についても、同様の措置がとられるべきである。

◆ 指定都市に対し、環境影響評価法に基づく、方法書・準備書に係る事業者等への意見の提出権限を付与すること。

◆ 第二種事業の判定に係る主務大臣への意見の提出権限を付与すること。

「ヨコハマはG30」の推進

(総務省・財務省・経済産業省・環境省)

(提案・要望項目)

減量・リサイクル及び適正処理推進のための関係法令の見直し

- 1 家電リサイクル法
- 2 容器包装リサイクル法
- 3 自動車リサイクル法
- 4 廃棄物処理法（適正処理困難物）

(理由・考え方)

- ・横浜市では、市民・事業者と協働し、ごみの減量・リサイクルに取り組み、横浜G30プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）で掲げた目標である「平成22年度における全市のごみ量を13年度に対して30%削減」を5年前倒しして達成した。18年12月には、22年度における目標を「35%削減」に上方修正し、さらなる取組を推進しているところである。
- ・国においては、循環型社会の形成推進に向けた廃棄物・リサイクル関連法が整備され、近年、施行後一定年数が経過した法令について、必要な法改正等が行われているが、拡大生産者責任の徹底がまだまだ不十分なことから、解決すべき課題が残されている。

1 家電リサイクル法

- ・家電リサイクル制度については、環境省及び経済産業省の審議会において、20年2月にその課題解決に向けた提言がなされ、不法投棄対策の強化等に向けた方向性が示されたが、同提言には本市の要望事項が反映されていない点もあることから、以下の点について法改正を行うこと。

- ◆ 消費者が排出時における費用負担を敬遠することにより、不法投棄や不適正な業者への家電品の引渡しが行われることのないよう、リサイクル費用を前払い制度とすること。
- ◆ 不法投棄された家電品は、自治体が処理しており、大きな負担となっているため不法投棄された家電品は、製造業者等の責任において、回収・リサイクルにかかる費用を負担すること。
- ◆ 家電品のリサイクルの推進のため、再商品化等の必要性の高いものは適正処理困難物に限らず特定家庭用機器に指定するなど、要件の見直しも含め、対象品目を拡大すること。

2 容器包装リサイクル法

- ・ 本市では、17年4月から、全市域においてプラスチック製容器包装などの分別収集を実施している。
- ・ 容器包装リサイクル法については、法の目的の達成に向け、一定の成果をあげているものと評価できるが、一方で解決すべき課題も多いことから、以下の点について法改正を行うこと。
- ◆ 分別収集・選別保管を担う市町村の役割が大きく、負担となっていることから、事業者と市町村の役割分担を見直し、事業者による発生抑制の取組が促されるよう、制度の改善を図ること。
- ・ プラスチック製容器包装の再商品化において、マテリアルリサイクルが優先されているが、再商品化されている割合（収率）は50%程度であり、収集された容器包装の半分が残さとして処理されている。
- ・ このような状況は、分別に協力する市民の理解が得られず、収集運搬や中間処理を担う地方自治体の努力も活かされない。

- ◆ プラスチック製容器包装のマテリアルリサイクルについて、収率の高い手法を採用している事業者を入札に参加させるなど、事業者の取組を促すことで収率向上を推進すること。また、残さとして処理されるものについて、ケミカルリサイクルによる再商品化を推進すること。
- ◆ 市民にとってはどのようにリサイクルされているかが大きな関心となっているが、再商品化業務を行う指定法人から情報提供がなされず、市民に対する説明責任を果たせないため、再商品化についての情報を広く公開するとともに、市町村において再商品化の履行が確認できる制度とすること。
- ◆ 「同じ素材であっても容器包装以外は分別の対象とならない」という現在の法の仕組みは分かりづらいため、実際に分別排出する市民の視点にたち、プラスチック製品全般を対象とした、素材別のリサイクルとなるよう、法改正すること。

3 自動車リサイクル法

- ・ 本市では路上等に放置された自動車が非常に多く問題となっており、車検に伴う継続検査時預託が終了した20年1月以降も、預託済の車両を含め、放置自動車は発見され続けている。
- ・ 預託が終了すれば放置自動車はなくなるという予測もあったが、実際には放置はなくなり、放置場所からの移動費用及び解体費用を自治体が負担している。
- ◆ 製造等事業者が、不法投棄された自動車の撤去・処理の責任を負うよう法改正すること。

4 廃棄物処理法（適正処理困難物）

- ・ 廃棄物処理法に基づき国が指定している適正処理困難物については、市町村の処理の実情に即していないため、本市では、独自に条例に基づき排出禁止物を指定している。
- ・ 現行法制度のもとでは、適正処理困難物や排出禁止物に指定した場合でも、その製造等事業者に対して回収・処理義務が課される訳ではないため、自治体においてはその処理に苦慮しており、特にカセットボンベ・スプレー缶やスプリングマットレス等について、早急な適正処理の仕組みの構築が求められる。

◆ 適正処理困難物の指定品目について、市町村の処理の実情に即して品目の拡大を行うとともに、製造等事業者の責任のもとで回収・処理を行うように法改正すること。

- ・ 特に、注射針等の在宅医療廃棄物については、本市では医療機関等に自主回収を働きかけているところであるが、回収が義務付けられていないことから、結果として家庭ごみとして出されている実態がある。

◆ 在宅医療廃棄物の処理について、関係者に自主回収を義務付けるなど適正処理の仕組みを構築すること。

提案・要望 1・3の担当	／資源循環局資源化推進部減量・美化推進課長	大川 敏彰	TEL 045-671-2563
提案・要望 2の担当	／資源循環局総務部資源政策課長	清水 伸一	TEL 045-671-2537
提案・要望 4の担当	／資源循環局適正処理部業務課長	榛澤 俊成	TEL 045-671-2532

石綿（アスベスト）に係る健康被害対策の推進

（厚生労働省・環境省）

（提案・要望項目）

- 1 環境ばく露のリスク情報の早期開示
- 2 「石綿による健康被害の救済に関する法律」のさらなる見直し
- 3 石綿ばく露の可能性のある方に対する健康管理の早期制度化

（理由・考え方）

- ・ 「石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿新法）」の一部改正により、石綿による健康被害者の救済対策は一部拡充したが、国民の健康不安に対する具体的かつ総合的な対策は十分ではない。
- ・ 横浜市鶴見区では、工場周辺住民に石綿による所見のある方が見つかったが、検診を継続して受けられる恒久的な制度がない。

1 環境ばく露のリスク情報の早期開示

- ・ 石綿取扱い事業所については環境省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省が公表しているが、石綿を取り扱っていた所在地、石綿の種類や量等が示されていない。
- ・ 石綿新法の一部改正で、国による石綿取扱い事業所の調査とその結果の公表に関する規定が新設されたが、これらの具体的な内容やスケジュールなどが明確にされていない。

- ◆ 石綿取扱い事業所等の環境ばく露に関するリスク情報については、国民の不安を解消するため、早急に、国が持っている情報を開示すること。また、国の責任で行う新たな調査については、内容やスケジュールを明示した上で早急に取り組み、結果を公表すること。

2 「石綿による健康被害の救済に関する法律」のさらなる見直し

- ・ 石綿新法では、石綿にばく露したことによる中皮腫と肺がんのみが救済対象となり、それ以外の石綿肺等は対象とならず、被害者救済策は十分ではない。国は被害者救済策をさらに推進する必要がある。
- ◆ 対象疾患を拡大するなど、石綿新法給付対象の見直しを早期に実施すること。

3 健康管理の早期制度化

- ・ 「石綿に関する健康管理等専門家会議」の報告書によると、専門家が詳細な聞き取りにより石綿ばく露について評価し、石綿ばく露があると判断された場合には、定期的な経過観察が有用としている。
- ◆ 石綿ばく露があると考えられる方に対し、全額国の負担で健康管理が適切に行われるよう、早期に制度化すること。

石綿(アスベスト)解体・改修に係る基準等の設定

(国土交通省・環境省)

(提案・要望項目)

市民の安心安全を確保するためのアスベスト対策として

- 1 建築物の解体・改修時における確実なアスベストの飛散防止のための**敷地境界基準の設定**及び生活環境における**環境基準の設定**
- 2 建築物の解体・改修の安全な工法等、**技術的課題の解決に向けた調査研究の推進と工事事業者への技術の周知及び施工の徹底**

(理由・考え方)

- ・ 生活環境における環境基準は、環境基本法により国が定めることとされているが、国はアスベストについて基準を設定していない。
- ・ 発生源対策としては、国はアスベストの製造加工工場の敷地境界における規制基準を定めているにも関わらず、同じ発生源であるアスベストを含んだ建築物の解体・改修現場については、基準を設定していない。
- ・ 今後、アスベスト使用建築物等の解体工事の増加が見込まれることから、アスベストについては、国の責任において、次の点について早急に制度を整えること。

1 敷地境界基準の設定及び生活環境における環境基準の設定

- ・ 建築物等のアスベスト解体・改修工事の施工にあたっては、施工事業者に対し、横浜市独自に敷地境界等での測定を義務付けているが、国が敷地境界基準を定めていないため、その測定値が解体等工事において適正な数値なのか判断が困難であり、周辺市民の不安を払拭できない状態である。
- ・ また、大気中の一般環境濃度を測定しているが、市民の安全・安心を図るために必要となる明確な判断基準が設定されていない。

- ◆アスベストが使用されている建築物等の解体・改修時における敷地境界等における飛散量の基準である敷地境界基準を早期に設定すること。
- ◆市民の不安を解消し、安全な生活環境を守るため、目標とするべき生活環境における環境基準を設定すること。

2 技術的課題の解決に向けた調査研究の推進と工事事業者への技術の周知及び施工の徹底

- ・建築物等の解体・改修に際しては、現在、大気汚染防止法に基づく作業基準や石綿粉じんへのばく露防止マニュアル等に定める飛散防止対策を行っているが、多額の費用と長時間の工期が必要となっている。
- ◆建築物の解体・改修の安全で効率的な工法等、技術的な分野の調査研究を推進するとともに工事事業者に対して技術の周知と施工の徹底を図ること。

高齢化社会・少子化対策

- 後期高齢者医療制度に係る改善 P 3 3
- 国民健康保険に対する財政措置の見直し P 3 5
- 介護保険制度に係る改善 P 3 6
- 大都市の特性に柔軟に対応する医療施策の確立 P 3 8
- 乳幼児に対する自己負担割合のさらなる軽減 P 4 1
- 青少年を取り巻く社会環境の健全化 P 4 2
- 生活保護制度に係る抜本的な見直しの実施 P 4 3
- 障害児施設の契約制度及び利用者負担の見直し P 4 4
- 学齢障害児への放課後等支援制度の充実 P 4 6

後期高齢者医療制度に係る改善

(総務省・財務省・厚生労働省)

(提案・要望項目)

- 1 国による制度広報の徹底
- 2 市町村の円滑な業務の実施に向けた取組
 - (1) 制度改正に伴う市町村準備期間及び財源の十分な確保
 - (2) 広域連合標準システムの仕様改善

1 国による制度広報の徹底

- ・ 国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとするために創設された後期高齢者医療制度は、平成20年4月のスタートと同時に、制度自体についてさまざまな角度からマスコミ等を通じて厳しく批判され、国民の信頼を損ないかねない状況となっている。
- ・ このことは、本来、制度実施までの間に国において取り組むべき広報が不十分であったことに起因するものであり、介護保険制度導入時に行った国の広報とは雲泥の差があると言わざるを得ない。
- ・ 現在、国においては、これまでのさまざまな批判を受けて、保険料の軽減策等について見直しを講じようとしている。

- ◆ 国においては、今回の見直しを機に、制度導入までの不十分な対応への反省を踏まえ、これから新たに制度を導入する気概を持って、改めて制度の趣旨や仕組み等について、国民の理解が得られるような十分な広報を自らの責任において迅速かつ確実に行うこと。

2 市町村の円滑な業務の実施に向けた取組

(1) 制度改正に伴う市町村準備期間及び財源の十分な確保

- ・ 制度施行後、保険証の未着や保険料の誤徴収などのトラブルが全国で発生しているが、その背景には、国による政省令の公布の遅れ、被扶養者であった者の保険料凍結が急に決定されたことなどにより、市町村におけるシステム開発や制度周知などの準備に必要な時間が十分に確保できなかったことが挙げられる。
- ・ 現在、国が検討している制度見直しの実施が決定した場合、市町村では、短期間で大規模なシステム改修や広報、窓口における説明など膨大な事務に対応しなければならず、これに起因する事務処理ミスや窓口における混乱の発生が懸念される。

◆ 今後実施される制度の見直しに際しても、必要な準備期間を確保し、国の責任において必要な財源の確保を図るなど、横浜市のような大都市においても業務が円滑に実施できるように、実情に見合った措置を講ずること。

(2) 広域連合標準システムの仕様改善

- ・ 後期高齢者医療広域連合標準システムは、被保険者の資格管理・保険料の賦課などに対応した基幹的なシステムであるが、その仕様は指定都市における行政区単位での処理が不可能なものとなっている。
 - ・ しかも、一時の処理件数にも制限があることなどから、大都市における事務処理には非効率であり、市民サービスや制度運営に対する信頼確保の面からも、早急にシステムの改善が必要な状況である。
- ◆ 後期高齢者医療広域連合標準システムについて、指定都市における行政区単位での処理が円滑に行うことができるように早急に改善すること。

国民健康保険に対する財政措置の見直し

(総務省・財務省・厚生労働省)

(提案・要望項目)

普通調整交付金の配分方法見直しの早期実施

(理由・考え方)

- ・ 普通調整交付金は、被保険者の所得水準を反映する理論上の収入と実際の医療費に基づいて算出されており、保険者（市町村）が医療費適正化に努め、医療費を抑制するほど、交付にあたり不利となる仕組みとなっている。
- ・ 横浜市では、国保制度創設以来、一度も普通調整交付金が交付されておらず、不交付分を多額の一般会計繰入や保険料で賄っているが、交付を受けている保険者と一人あたりの保険料が逆転してしまうケースもあるなど、著しく合理性を欠いた配分方法となっている。
- ・ この配分方法について、平成16年3月の国会では、厚生労働大臣が見直し作業にかかると答弁されているが、未だ改善されていない。
- ・ 医療制度改革では、国や保険者等が医療費適正化に総合的に取り組むことが大きな柱となっており、20年度からは各保険者の医療費適正化の取組の達成状況に応じて財政負担を調整する施策も導入されたが、適正化に努めていることが反映されない普通調整交付金の配分方法は、改革の流れにそぐわないものである。

◆ 普通調整交付金についても、医療費適正化の観点を盛り込み、例えば実際の医療費に代えて標準的な医療費を算定に用いるなど、公平かつ合理的な配分方法に早急な見直しを行うこと。

◆ 20年度に新設される後期高齢者医療支援金にかかる調整交付金についても、全国一律の単価に基づく介護納付金の調整交付金の算定方法に準じるなど、公平かつ合理的な配分方法により実施すること。

介護保険制度に係る改善

(総務省・財務省・厚生労働省)

(提案・要望項目)

- 1 介護保険施設等における人材確保に対する支援
- 2 調整交付金の配分方法の見直し
- 3 介護保険料の賦課方式の見直し

(理由・考え方)

1 介護保険施設等における人材確保に対する支援

- ・平成18年4月の介護報酬改定(17年10月改定分を含む)で、介護保険施設に係る介護報酬は、平均で4%引き下げられた。
- ・一方、企業等の求人意欲の高まりとともに、他業種の待遇改善が進み、介護保険施設等職員の給与水準が相対的に低下しているとの指摘がある。
- ・このため、介護保険施設等においては慢性的な人材不足をきたし、離職者の増加のみならず、新規に職員を雇用しようとしても応募者が集まらないといった状況が続いている。
- ・横浜市においては、介護保険施設等の人材確保に資するため、運営費を補助するなど独自に支援策を講じている。
- ◆ 介護保険施設等のサービスの質を確保するため、大都市における人件費等を反映した適正な給与水準が確保できるよう、保険料の水準に留意しつつ、介護報酬の見直しを行うなど、人材確保のための所要の措置を講じること。

2 調整交付金の配分方法の見直し

- ・国は、介護保険給付費の20%(施設サービス等給付費は15%)を定率で負担するほか、市町村間の保険財政調整のため、5%を調整交付金として交付している。この調整交付金は後期高齢者と低所得者の割合を指標として計算され、サービス水準が同じであれば、全国同じ保険料の水準となるよう調整されている。

- ・本市は後期高齢者や低所得者が少なく、第3期介護保険事業計画上、調整交付金が1.78%となっているため、第1号被保険者保険料に影響を及ぼしている。
- ・一方で、全体の給付費が膨らみ保険料が高くなる要因としては、要介護者の増加のほか、施設を国が定める参酌標準以上に整備したり、給付の適正化を十分行わなかったりしたことも考えられ、介護保険制度の健全な運営を維持するためには、今後一層、給付費の適正化などの取組を進めていくことが重要となる。
- ・本市では、施設整備の水準は参酌標準の範囲内であり、適正化の取組も積極的に行っているところである。
- ◆ **介護保険制度の健全な運営を促進するため、調整交付金は、後期高齢者と低所得者の割合のほか、保険料の収納状況や介護給付の適正化等の取組状況なども指標に加え、保険者の努力を調整交付金に反映させる仕組みに見直すこと。**

3 介護保険料の賦課方式の見直し

- ・介護保険料の水準は、介護サービス量によって決まるが、具体的な金額は所得に応じて段階別の定額保険料を設定している。
- ・国の標準的な保険料段階は6段階だが、本市では、低所得者の保険料負担を軽減するため8段階制とし、きめ細かく対応している。
- ・しかし、介護サービス量の増加とともに保険料基準額が上昇し、各所得段階の保険料額の差が大きくなっているため、基準を少し上回っただけで、保険料額が大きく変わってしまう場合がある。
- ・また、所得段階に世帯概念が用いられているため、同一世帯員の課税状況が変わっただけで負担が変わる場合がある。
- ◆ **きめ細かく保険料を設定するため世帯単位の所得段階別方式から個人単位の所得比例方式へ介護保険料の算定方法を見直すよう政令改正を行うこと。**

大都市の特性に柔軟に対応する医療施策の確立

(総務省・財務省・厚生労働省)

(提案・要望項目)

大都市の特性に応じた柔軟な対応が可能な医療施策とするため

- 1 救命救急センター、地域がん診療連携拠点病院の指定促進
- 2 横浜型小児救急拠点病院制度の確立

(理由・考え方)

- ・ 横浜市は、人口364万人、一つの二次医療圏の人口が100万人を超え、都市機能が集積する大都市であり、医療機関が多数存在するが、救急患者も多く、また、都市災害や大規模災害への備えが必要であるなど、市民のニーズや医療資源の整備状況は、大都市ならではの特性を持ったものとなっている。
- ・ 一方で、救命医療や基幹的な医療施設の整備等に関する国の制度においては、全国一律の基準が採用され、人口規模や大都市の特性に応じて充実した医療提供体制の整備を図ることが困難となっている。

1. 「救命救急センター」及び「地域がん診療連携拠点病院」の指定促進

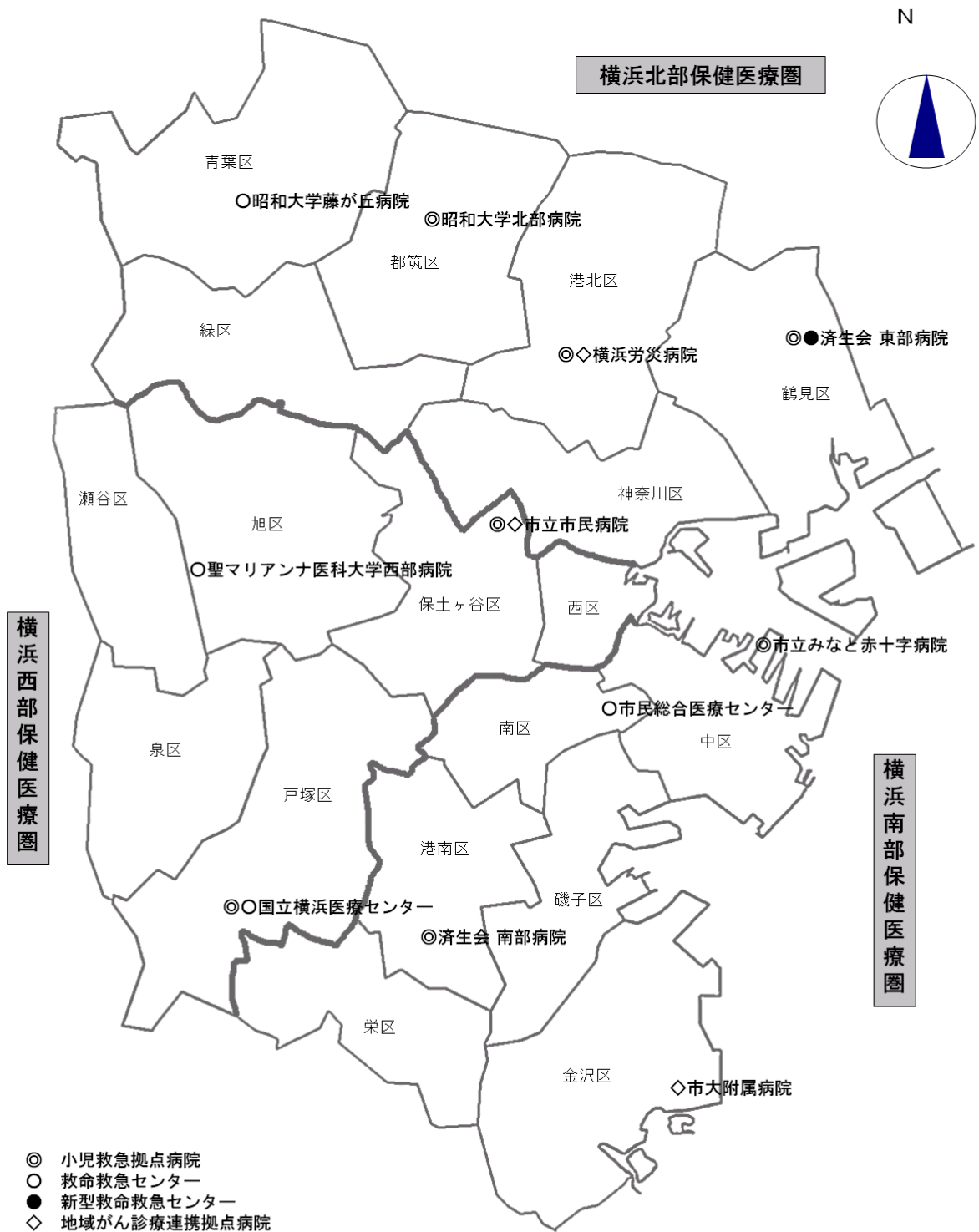
- ・ 救命救急センターや地域がん診療連携拠点病院については、人口や二次医療圏を単位として整備が図られているが、二次医療圏の人口規模や実際の患者数、既存の医療資源の状況等は、地域によって大きく異なっていることを考慮したものとなっていない。
- ・ 危機的状況にある救急医療や死亡率の第一位を占めるがんに対する総合的な対策が急務となっている中で、本市では、いわゆる新型救命救急センターや地域がん診療連携拠点病院の機能を積極的に担おうとする医療機関が各二次医療圏に複数存在している。

- ・ これらを位置づけることによって、効果的・効率的に医療連携体制が構築され、重篤な救急患者やがん患者の受入がより一層円滑に進むことが期待される。
- ◆ 大都市においては、救命救急センターや地域がん診療連携拠点病院を需要に応じて二次医療圏に複数設置できるよう基準の抜本的な見直しと指定促進を図ること。

2. 横浜型小児救急拠点病院制度の確立

- ・ 全国的に救急医療を担う小児科医が不足している中で、本市においても、小児科輪番参加病院が減少している。こうしたことから、本市では、独自に7病院を小児救急拠点病院として指定し、小児科医師の集約化を図ってきたところである。
- ・ 本市の小児救急拠点病院においては、24時間365日専門の小児科医師が原則として2名以上による体制で小児救急医療に対応しており、このため1人以上の常勤小児科医師を確保することとしている。
- ・ 国の制度的位置付けがない中で、小児救急拠点病院を整備してきたが、輪番参加病院の減少を受け、さらなる拠点病院の拡充が必要となっている。
- ・ 現状のままでは、医師確保の問題等から、これ以上の小児救急拠点病院の拡充は望めない状況にあるが、横浜型の小児救急拠点病院を国が制度的に位置づけることによって、医療機関が主体となった小児救急医療体制の充実が図られると期待される。
- ◆ 市民ニーズに応じた医療体制を整備し、拠点病院の拡充を図るため、横浜型小児救急拠点病院を制度的に位置づけること。

横浜市の医療施設の配置状況



乳幼児に対する自己負担割合のさらなる軽減

(総務省・財務省・厚生労働省)

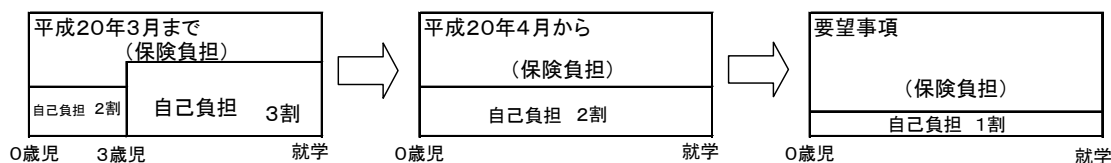
(提案・要望項目)

乳幼児の医療費に対する自己負担割合の1割への軽減

(理由・考え方)

- ・ 社会の活力の維持・向上のため、少子化対策の充実を求める社会的要請が強まり、子育て支援は緊急を要する重要な課題となっている。
 - ・ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略では、次世代育成支援の社会的コストは「未来への投資」であるとして、国・地方自治体、事業主や個人の負担により支える包括的な枠組みの構築を求めている。
 - ・ 国においては、平成20年度から3歳以上義務教育就学前までの乳幼児の医療費について0歳児から2歳児までと同様、自己負担割合を2割に引き下げるなどの負担緩和を実施している。
 - ・ 横浜市においては、18年7月には所得制限の緩和を、19年4月には就学前までの対象年齢の拡大を実施するなど、約50億円という多額の市費負担により積極的な施策を実施している。
- ◆ 次代を担う子どもたちを安心して育てられる環境づくりを推進していくため、義務教育就学前までの乳幼児の医療費の自己負担割合を2割から1割へと更に軽減する制度改正を実施すること。

<提案の概念図>



青少年を取り巻く社会環境の健全化

(内閣府)

(提案・要望項目)

青少年の非行防止や青少年を犯罪被害から守るための、いわゆる出会い系喫茶などの法律では規制されていない施設に対する法整備に向けた取組

(理由・考え方)

- ・ 横浜市では、異性を紹介しあっせんする出会い系喫茶が増加しており、売買春の温床になることや未成年者が犯罪に巻き込まれることが危惧されている。
- ・ 本市としては、市民団体・NPO等とも連携し独自に見回りや青少年に対する啓発を強化するなど、神奈川県と協議しながら青少年を非行や犯罪被害から守る取組を進めているが、こうした出会い系喫茶は、風営法や県条例をすり抜ける営業形態であるため、現在は取締りができない状況にあり、事業者等の自主規制や県条例による規制だけでは十分な成果を上げることが困難な状況にある。
- ・ こうした異性紹介あっせん施設である出会い系喫茶は、全国的にさらに広がることが懸念される。また、個室性・滞留性を有するカラオケ店やまんが喫茶などの施設が全国的に多くなっており、その中には青少年の非行を誘発している店もあり、青少年が犯罪被害に巻き込まれる恐れが高まっているため、法律による規制が必要と考える。

- ◆ 青少年の非行防止や青少年が犯罪被害に巻き込まれることを防止するために、現在法律では規制されていない異性紹介あっせん施設(いわゆる出会い系喫茶)や、個室性・滞留性を有するカラオケ店やまんが喫茶などの施設に対する法整備に向けた取組を進めること。

生活保護制度に係る抜本的な見直しの実施

(総務省・財務省・厚生労働省)

(提案・要望項目)

社会的公平性を確保する生活保護制度の構築

(理由・考え方)

- ・生活保護制度は憲法で定められた国民の最低限度の生活を保障するものとして、国の責任の下に実施されるべきものである。
- ・また、制度創設から半世紀以上経過しており、制度全般にわたる抜本的な見直しを行うべきことを、指定都市市長会を通じて主張してきたところである。
- ・平成18年10月、全国知事会、全国市長会における「新たなセーフティネット検討会」がまとめた提案や、20年2月の、「第二期地方分権改革に関する指定都市の意見（第2次提言）」を尊重した抜本的改革を行うとともに、時代に即した制度となるよう特に次の点について、早急に検討し実施することが必要である。

◆ 国は、法の定める趣旨を十分認識し、生活保護費は、全額国庫負担として財源措置すべきであり、制度改革までの間は、現状の負担割合を堅持すること。

◆ 将来にわたって持続可能な制度とするため、

- ① 18歳から64歳までの稼働世代については、就労自立を促進するため、生活保護適用期間に期限を設け有期認定制とすること。
- ② 65歳以上の高齢者に対し、新たな生活保障制度を創設すること。

◆ 制度の公平かつ適正な運用のため、

- ① 不正受給の徴収金について保護費からの直接徴収とすること。
- ② 金融機関等への資産調査における回答の義務化を行うこと。

障害児施設の契約制度及び利用者負担の見直し

(総務省・財務省・厚生労働省)

(提案・要望項目)

障害者自立支援法施行に伴う児童福祉法改正による

- 1 障害児入所施設への利用契約制度及び利用者負担の見直し
- 2 障害児通園施設における利用者負担の見直し

(理由・考え方)

- ・ 児童福祉法の改正により、障害児施設においては利用契約制度が導入され、同時に所得に応じた応能負担から、受けたサービスの内容に応じた定率負担及び食費等の実費負担へと変更された。
- ・ 負担額の急増に対しては、国においても緊急措置を講じており、平成20年度予算でも更なる軽減策が講じられることになった。
- ・ しかし、あくまでも緊急措置であり恒久的なものとなっていないことなど、未だ不十分な内容であり、根本的な見直しが必要である。

1 障害児入所施設への利用契約制度及び利用者負担の見直し

- ・ 入所施設で暮らす児童の多くは、保護者の養育能力や疾患等により家庭での養育に困難があるなどの理由で入所しており、保護者の負担能力にも限界があることから、横浜市独自の負担軽減策を講じている。
- ・ 保護者が利用料等を支払わない場合でも、施設としては支援の質を維持する社会的責任があるため、持ち出しで対応せざるを得ない。

- ◆ 入所施設における利用契約制度の導入は、入所児童や保護者の状況、施設の支援の実態にそぐわないため、措置制度と同等の、新たに国の責任を明確にした制度を創設すること。 また、利用者負担は、従来の所得に応じた負担方式に改めること。

【参考】20歳未満の障害児福祉施設(福祉型)入所者の利用者負担(月額) (単位:円)

世帯区分/負担額		生活保護	低所得1 (市民税非課税世帯 で世帯員のいずれも 所得がゼロかつ 収入が80万円未満)	低所得2 (世帯員全員が 市民税均等割非課税)	市民税所得割 16万円未満	市民税所得割 16万円以上
国基準額 (契約)	定率負担額	0	7,500	12,300	18,600	18,600
	食費等負担額	1,000	1,000	1,000	1,000	26,400
計(A)		1,000	8,500	13,300	19,600	45,000
特定費用		実費	実費	実費	実費	実費
これまでの本市負担額(措置) (本市措置基準)(B)		0	0	0	0~14,500	14,500 ~119,800
差額(市助成額) (A-B)		1,000 +実費	8,500 +実費	13,300 +実費	5,100~19,600 +実費	最大 30,500 +実費

2 障害児通園施設における利用者負担の見直し

- ・通園施設は、障害児が将来にわたって社会生活を営むための基礎を築くために必要不可欠な療育を提供しており、保護者に多額な費用負担を求めることは不適切である。
 - ・多くの家庭で負担が大幅に増加し、施設利用を断念することも危惧されており、本市独自の負担軽減策を講じたが、本来、国が基本の制度の中で考慮すべきである。
- ◆ 障害児が通園施設での療育を継続して受けるために、利用者負担は、従来の所得に応じた負担方式に改めること。また、負担額は従来どおりとすること。

【参考】学齢期前の障害児福祉施設(福祉型)通所者の利用者負担(月額) (単位:円)

世帯区分/負担額		生活保護	低所得1 (市民税非課税世帯 で世帯員のいずれも 所得がゼロかつ収入 が80万円未満)	低所得2 (世帯員全員が市民 税均等割非課税)	市民税所得割 16万円未満	市民税所得割 16万円以上
国基準額 (契約)	定率負担額	0	3,750	3,750	9,300	18,568
	食費等負担額	1,540	1,540	1,540	5,060	14,300
計(A)		1,540	5,290	5,290	14,360	32,868
これまでの本市負担額(措置) (本市措置基準)(B)		0	0	0	0~7,200	7,200~全額
差額(市助成額) (A-B)		1,540	5,290	5,290	7,160~ 14,360	最大 25,668

学齡障害児への放課後等支援制度の充実

(総務省・財務省・厚生労働省)

(提案・要望項目)

学齡障害児に対する放課後等の個別支援に係る制度の充実

(理由・考え方)

- ・平成18年10月の障害者自立支援法改正により、児童デイサービス事業は利用児童の7割以上を未就学児童とする療育の提供に特化した事業（児童デイサービス事業Ⅰ）となった。
 - ・このため、学齡障害児も対象としていた従前の事業（児童デイサービス事業Ⅱ）は、施行後3年間の経過措置として存続することになったが、事業費単価が大幅に減額となった。また、日中一時支援事業についても専ら預かりのみを想定し、個別支援を保障するものにはなっていない。
 - ・学齡障害児に対する療育の継続と放課後等における支援の充実に求める声は大きいですが、国の施策は十分とは言えない。
 - ・横浜市では、学齡障害児が日中安心してすごすことのできる場を用意し、将来的な自立に向けて認知学習や社会生活訓練等個別支援プログラムを提供するため「障害児居場所づくり事業」を創設しており、利用児童数は増加している。
- ◆学齡障害児に対する療育を含む個別支援の充実は急務であり、児童デイサービス事業Ⅱを、中高生を含む学齡障害児に対する療育等個別支援を行う事業として障害者自立支援法における介護給付事業に位置づけ、制度として継続すること。

魅力ある都市づくりの推進

横浜駅周辺大改造に向けたプロジェクトの創設 P 4 8

市内米軍施設の返還と跡地利用の推進等 P 5 0

農地の相続に関する制度拡充 P 5 3

緑地保全及び公園の確保に向けた制度の拡充 P 5 4

下水道による浸水対策の推進 P 5 6

鉄道整備事業の促進 P 5 7

事業費確保要望 P 5 8

横浜駅周辺大改造に向けたプロジェクトの創設

(総務省・財務省・国土交通省)

(提案・要望項目)

横浜都心の国際競争力の強化を図るため、**横浜駅周辺大改造に向けた新たなプロジェクトの創設**

(理由・考え方)

- ・ 横浜都心(みなとみらい21、関内・関外、横浜駅周辺)のまちづくりは、国際競争力を高め、業務・商業・文化・観光などの機能を強化し、魅力と活気あふれる拠点地区として整備を進めている。
- ・ 横浜駅周辺地区は、首都圏における社会・経済活動の重要な役割を担う一大拠点であるが、老朽化した建物や施設が多くリニューアルの時期を迎えており、災害時には首都圏全体の機能に大きな影響を与える防災的な課題等も有するため、都市再生緊急整備地域に指定され、都市の再生が急がれている。
- ・ また、海と川に接している横浜駅周辺は、将来的に地球温暖化の影響を直接被る可能性が高く、計画策定・実現にあたっては、他都市を先導する、環境に配慮したまちづくりを行い、地球環境へ貢献する必要がある。
- ・ そのため、横浜駅周辺大改造計画づくり委員会等を平成19年度に立ち上げ、安全安心を実感できるまち、都市機能の強化と新たな魅力創出、新たな環境の創造などを基本理念としたまちづくりを実現するため、大改造計画の策定を進めているところである。
- ・ 多岐に渡る都市施設が密集している大都市中心部で大改造を実現するためには、河川、道路、鉄道、再開発など、インフラと建築物の更新を一体的に整備していくことが不可欠であるが、それぞれが別の法体系をとっており、また、関係団体が国・県・市・事業者と複数であるため、一体的なまちづくりを行うためには、関係者の総力を挙げた取組が必要不可欠である。

市内米軍施設の返還と跡地利用の推進等

(外務省・財務省・国土交通省・防衛省)

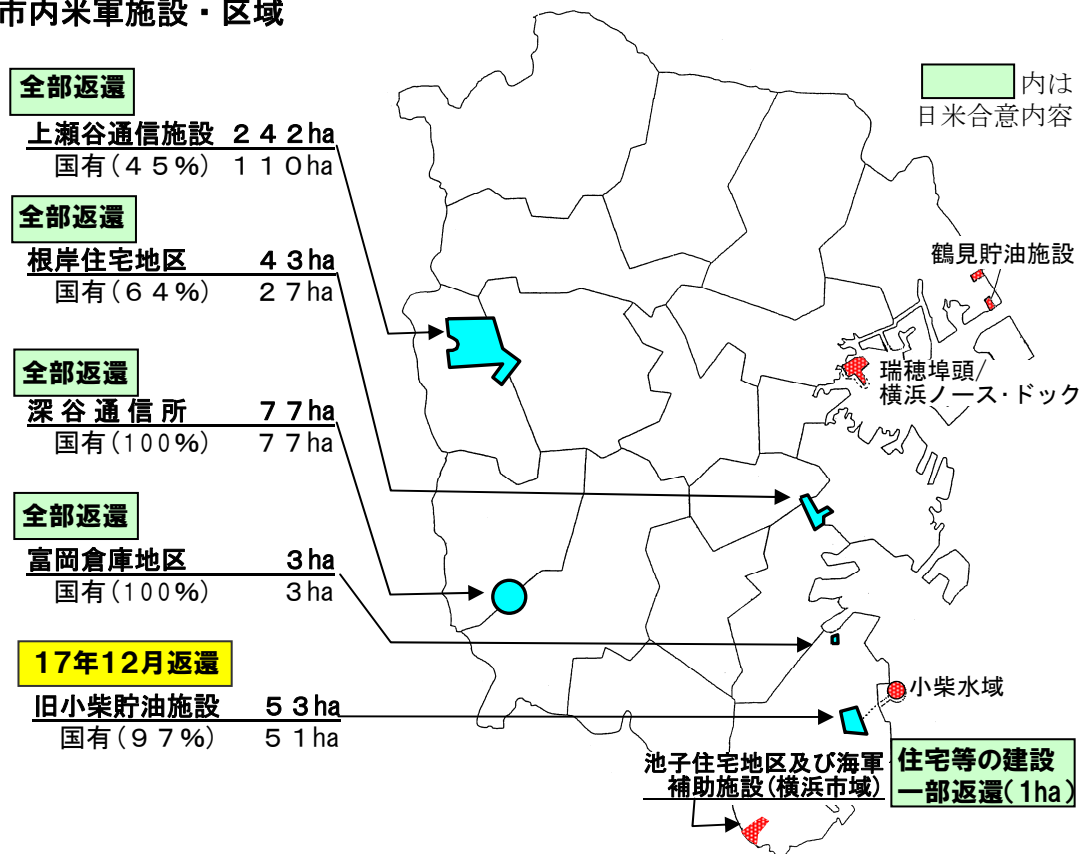
(提案・要望項目)

- 1 市内米軍施設及び区域の**早期返還の促進**
- 2 跡地利用に係る**財政上の優遇措置**及び**国事業の実施等**
- 3 住宅等建設に係る**地元への十分な配慮等**

(理由・考え方)

- ・横浜市は、来年（平成21年）の横浜開港150周年を契機とした市内米軍施設の返還と跡地利用の推進に取り組んでいる。
- ・返還については、16年10月に日米政府間において市内6施設を対象とした返還方針が合意され、17年12月に小柴貯油施設の返還が実現した。

○ 横浜市内米軍施設・区域



- ・ 跡地利用に関連して、国は、18年度の**国土施策創発調査**において**上瀬谷通信施設・深谷通信所・小柴貯油施設**の跡地をモデル地区に首都圏レベルの広域的な視点から、**水・緑環境、防災、物流等**に関する検討を行なった。この結果等を踏まえ、**国土形成計画・首都圏広域地方計画（20年度策定予定）**における**返還跡地の位置づけ等**について、現在、国との協議を継続している。
- ・ サミットの主要テーマである環境問題への取組として、横浜市は、**小柴貯油施設**の跡地において、植樹等による**緑の保全・再生**を基本とした**都市公園（開港150周年の森）**の整備を目指し、具体化に向けた取組を進めている。また、**深谷通信所**については、来年度に跡地利用のアイデアを広く公募する計画で準備を進めている。
- ・ 16年10月に合意された**住宅等建設**については、新たな負担や影響が周辺に及ばないように、国は地元**に最大限配慮**する必要がある。

1 施設返還

- ◆ 引き続き、瑞穂ふ頭をはじめとする**市内米軍施設及び区域の早期全面返還**の促進に取り組むこと。
- ◆ 返還方針が合意されている施設の**着実な返還**とともに、特に、米軍が常駐していない**富岡倉庫地区、深谷通信所等**については、**早急に返還を実現**すること。



富岡倉庫地区（金沢区）



深谷通信所（泉区）

- ◆ 民有地の所有者に十分配慮するとともに、返還並びに跡地利用までの間の安全管理の徹底、市民利用の促進など、施設周辺の生活環境の維持向上に努めること。

2 跡地利用

- ◆ 首都圏における貴重な大規模空間という特徴を活かした、水・緑環境や防災等に係る国事業の検討を進めること。また、提案公募事業など、跡地利用の具体化に向けた本市の取組に協力すること。
- ◆ 小柴貯油施設については、速やかに土壌の実態を明らかにするとともに、その状況や地下タンク等が今後の利用の支障とならないよう必要な処置を講ずること。また、150周年記念の市民植樹の実施について配慮すること。
- ◆ 公園・緑地整備に係る国有地の無償利用や事業費助成など、環境問題やこれまでの基地負担等に配慮した優遇措置の拡充を行うこと。

○返還財産の処分条件

(昭和54年12月理財局長通達)

公園・緑地	道路・下水道・墓地・ごみ処理施設等
処分する面積の3分の2について無償貸付け 残りの3分の1について時価売払い	譲与又は無償貸付

3 住宅等建設

- ◆ 周辺住民をはじめ市民に対する情報提供を適時・適切に行うこと。また、地元要望に最大限配慮すること。
- ◆ 関係法令等を遵守するとともに、自然環境の保全、周辺地域への影響に十分配慮すること。
- ◆ 返還方針が合意されている飛び地の跡地利用や周辺の道路整備など、地域のまちづくりに積極的に協力すること。

農地の相続に関する制度拡充

(財務省・農林水産省)

(提案・要望項目)

- 1 農業生産活動に不可欠な畜舎、堆肥舎、農業用倉庫等への相続税納税猶予対象地の拡大
- 2 貸付農地及び市民農園に対する相続税評価の緩和

(理由・考え方)

1 相続税納税猶予対象地の拡大

- ・ 現に農業生産の場として使用している農地等を相続した場合、納税猶予の対象となっているが、堆肥舎、農業用倉庫など農業生産活動に不可欠な土地については、相続税納税猶予制度が適用されないため、相続の際に農業後継者の大きな負担となっている。相続人は相続税支払に充当するため、やむを得ず農地を売却するので、農地面積の減少を招いている。
- ◆ 畜舎、堆肥舎、農業用倉庫は農業用にのみ使用する施設であり、都市農業の継続に不可欠な施設なので、相続税納税猶予の対象とすること。

2 貸付農地等に対する相続税評価の緩和

- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく貸付農地が相続された場合、土地評価が5%減額されているが、この運用を拡大することが農地の保全上有効と考える。また、市民農園は市民ニーズ充足に大きく貢献しているにもかかわらず、相続時の優遇措置がない。
- ◆ 農業経営基盤強化促進法に基づく貸付農地は、現行の評価減幅を拡大すること。また、特定農地貸付法に基づく市民農園についても同様の評価減額措置を講じること。

緑地保全及び公園の確保に向けた制度の拡充

(総務省・財務省・国土交通省)

(提案・要望項目)

緑地を保全することを目標とした

- 1 相続税物納制度の見直し及び新たな制度の創設等
- 2 税制上の負担軽減措置の拡充
- 3 首都圏近郊緑地保全法に基づく緑地保全の推進
- 4 福祉施設等の公園への立地実現に向けた都市公園法の見直し

(理由・考え方)

- ・ 横浜市では、「横浜市脱温暖化行動方針(CO-DO30)」を策定し、脱温暖化に向け「みどりあふれるまちづくり」を目指すこととしているが、現状としては、**相続等を契機**として、緑地が転売・開発されるケースが後を絶たないなど、**現行の相続税制度が緑地保全の推進という喫緊の課題に大きな障害となっている。**
- ・ これは、平成19年9月に本市で実施した市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート結果から、「**相続税**」が**樹林地を保有し続ける上での最大の課題**であり、**税制上の負担軽減措置**が真に求められていることが明らかとなっている。
- ・ さらに、18年3月の財務省通達において、**国有財産の1/3を無償貸付する優遇措置が廃止**され、逼迫した自治体の財政状況のもと、緑地保全に大きな影響を及ぼしている。
- ・ 首都圏近郊緑地保全法に基づく国による**近郊緑地保全区域の指定**は、本市の「緑の総量の維持・向上」を図る上でも非常に重要な緑地保全制度であり、**今後とも指定の積極的推進が必要**である。

1 相続税物納制度において物納された国有財産の取扱いの見直し

- ◆ 「緑の総量の維持・向上」に緊急的に対応するため、緑地が大都市住民の貴重な共有財産として存続されるよう、相続税の納税対象に緑地が含まれる場合は、緑地の保全を優先する法令や運用基準等に改正すること。
- ◆ または、緑地保全に資する、国有財産の買取を希望する自治体へ物納財産の1/3を無償貸付する、従前の優遇措置を復活すること。

2 緑地保全等に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充

- ◆ 都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法において定められる緑地を相続した場合の、相続税の負担軽減措置を創設すること。また、借地公園として10年以上利用された土地を相続した場合の、負担軽減措置を拡充すること。
- ◆ 都市緑地法第17条に基づく特別緑地保全地区の公有化について、譲渡所得の特別控除額を引き上げること。
- ◆ 緑地等を取得する際の代替地との土地交換については、地目が異なる場合も非課税となるよう税制上の特例を拡充すること。

3 首都圏近郊緑地保全法に基づく緑地保全の推進

- ◆ 本市の市街化調整区域などの「緑の10大拠点」等は、首都圏レベルにおいても重要な緑地であることから、首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域等の指定を積極的に推進するとともに、近郊緑地特別保全地区の公有地化における譲渡所得の特別控除額の引上げなど、税制上の優遇措置を拡充すること。

4 都市公園法において定める公園施設の拡充

- ◆ 市街化調整区域等の緑地保全を推進するため、福祉施設等の公園内への立地を可能とするよう都市公園法に定める公園施設の拡充や占有物件の追加を図ること。

下水道による浸水対策の推進

(総務省・財務省・国土交通省)

(提案・要望項目)

浸水対策を図る雨水排水施設整備の補助要件の緩和

(理由・考え方)

- ・ 現在横浜市では、安らぎ・憩い・潤いに満ちた都市環境を創造するとともに、効果的な浸水対策を一層充実し、快適で安全な市民生活を支える環境施策を総合的に推進している。
- ・ 台風等による浸水対策のため、平成18年度には下水道総合浸水対策緊急事業が創設され、国においても積極的に支援をする体制を整えている。
- ・ 都市部への資産集中や地下空間利用の進展等都市機能の高度化が進むことにより、浸水に対する危険度は大都市ほど高くなっている。「安全・安心な都市づくり」に向けては、**大都市こそ緊急的かつ重点的に浸水対策を進める必要がある。**

- ◆ **下水道総合浸水対策緊急事業**において、排除面積1ha以上の貯留・排水施設となっている大都市の補助要件を、0.5ha以上である一般市並とするよう制度の緩和を図ること。



鉄道整備事業の促進

(総務省・財務省・国土交通省)

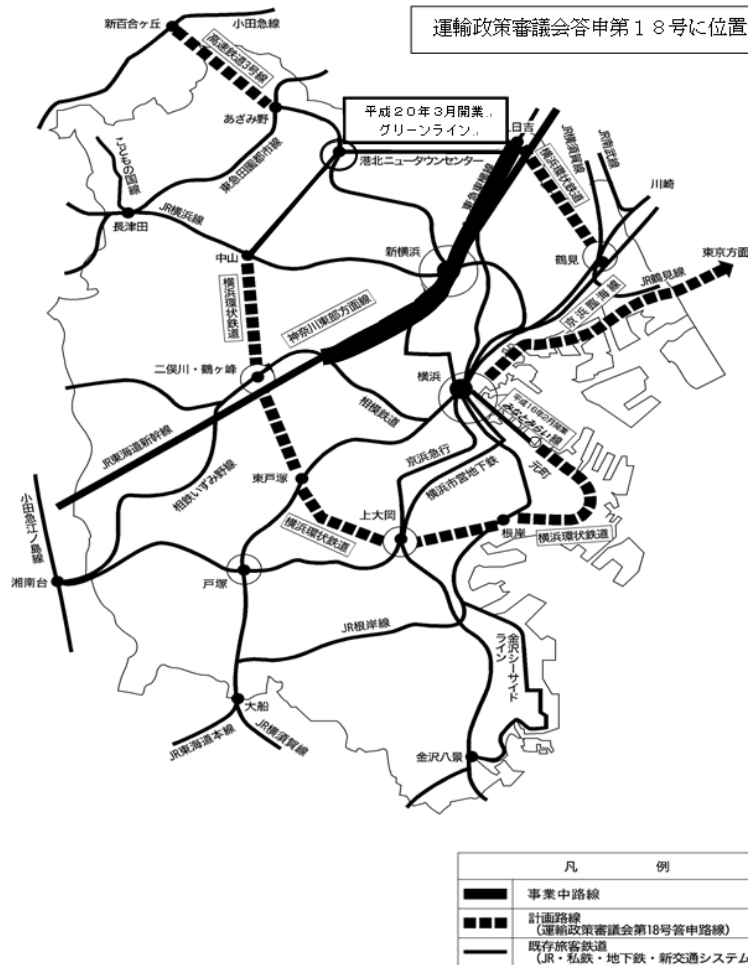
(提案・要望項目)

運輸政策審議会答申第18号に位置づけられた路線の計画・整備への支援

(理由・考え方)

- ・ 少子高齢社会における市民の足の確保や地球温暖化への対応などの観点から、代表的な公共交通機関である鉄道の役割は引き続き重要である一方、今後、旅客需要の伸び悩みが見込まれるなど都市鉄道整備を取り巻く環境は非常に厳しい状況である。

- ◆ 鉄道網の整備を図るため、運輸政策審議会答申第18号に位置づけられた路線の計画・整備にあたっては、十分な資金確保など支援措置を講じること。



事業費確保要望

(総務省・財務省・国土交通省)

1 高速道路網の早期整備及び幹線道路網等の整備促進

- ◆ 国際競争力を確保するため、横浜市はもとより首都圏の道路網の骨格をなし、我が国のスーパー中枢港湾機能を支える横浜環状道路を中心とする高速道路網の整備事業費を確保すること。
- ◆ 交通渋滞の解消、通勤・通学混雑の解消、物流の効率化・円滑化などにより、活力ある都市活動を確保するため、3環状10放射道路を中心とした主要な幹線道路網等の整備事業費を確保すること。

2 都市公園整備及び緑地保全事業の促進

- ◆ 都市公園事業費補助による公園整備事業費を確保すること。
- ◆ 避難場所や火災の延焼防止のための空間としても重要な役割を担う、都市公園防災事業費補助による公園整備事業費を確保すること。
- ◆ 緑地環境整備総合支援事業費補助事業で整備を進めている住区基幹・都市基幹公園等の整備事業費を確保すること。
- ◆ 特別緑地保全地区等における土地所有者からの買い入れ申出に対し、計画的に取得するための事業費及び施設整備費を確保すること。

3 安全・安心な都市づくりのための治水対策の推進

- ◆ 浸水による被害を未然に防ぐとともに、被害を最小限にとどめるため、都市基盤河川改修事業を促進すること。
- ◆ 国及び県管理の鶴見川水系や境川水系等について、治水安全度の向上を図るため、国及び県施行事業費（総合治水対策特定河川事業費等）を確保すること。

提案・要望	1の担当	道路局横浜環状道路調整部事業調整課長	市菌 政幸	TEL045-671-3985
		道路局計画調整部企画課長	森 秀毅	TEL045-671-2746
提案・要望2・3の担当		環境創造局環境整備部事業調整課長	山本 尚樹	TEL045-671-2613



文化芸術創造都市・横浜



横浜市 行政運営調整局 財政部 財源課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-2183

この提案・要望書は下記のホームページアドレスでご覧になれます。
<http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/teianyoubou/201youbou/index.html>

横浜開港150周年



2009年は横浜開港150周年です。